

# 平成24年度 税制改正要望事項

平成23年9月

指定都市市長会



# 目 次

<b>1 税制抜本改革による地方税財源の安定的確保等</b>	
(1) 個人住民税の充実強化	1
(2) 地方法人課税の見直し等	3
(3) 地方消費税の充実等	5
(4) 環境自動車税導入に係る市町村税収の確保について	7
(5) 地方の役割等を踏まえた地球温暖化対策のための税の導入等	9
(6) 社会保障と税に関わる番号制度導入への対応	10
<b>2 土地の負担調整措置における据置措置の廃止と簡素化</b>	11
<b>3 還付加算金の割合の引下げ</b>	12
<b>4 固定資産税等の優先徴収制度の創設</b>	13
<b>5 税制改正に伴う地方税法の改正時期</b>	15
<b>6 地方税制に関する指定都市の意見の反映</b>	17

# 1 税制抜本改革による地方税財源の安定的確保等

## (1) 個人住民税の充実強化

- ① 国・地方間の税源配分の是正を図る中で、税収が安定した市町村の基幹税目である個人住民税の一層の充実を図ること。
- ② 個人住民税の応益的な性格等を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ること。
- ③ 金融所得課税の一体化にあたって、利子・配当など資産性所得に係る住民税の税率を見直す際には、給与所得等に係る税率と同水準とし、その配分割合を引き上げること。
- ④ 個人住民税均等割の税率については、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しを行うこと。

(理由と現状)

- ① 個人住民税は、地域社会の費用を広く分担する税であり、基礎的行政サービスの提供を安定的に支えていくうえで極めて重要な税源である。  
所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現したものの、個人住民税は、税収が安定した市町村の基幹税目であることを考慮し、引き続き、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、より一層の充実を図る必要がある。
- ② 少子高齢化の進展、雇用形態や就業構造の変化に対応し、個々人や社会全体の活力を引き出す観点から、個人の経済・社会活動の多様な選択について、税制がこれをできる限り阻害しないよう中立的な仕組みとしていくことが重要である。  
さらに、国民にとって分かりやすい簡素な仕組みとなるよう、複雑化した制度の整理合理化を図ることも課題となる。  
このような考え方や個人住民税の応益的な性格を踏まえ、政策誘導的な控除について見直しを行うなど課税ベースの拡大を図ることが必要である。
- ③ 現在、利子・配当、株式・土地等の譲渡益といった資産性所得においては、一部を除き、給与所得等に係る税率10%よりも低い税率となっている。  
金融所得課税の一体化にあたっては、当面、資産性所得に係る税率を給与所得等に係る税率と同水準とし、資産性所得課税に係る配分割合を引き上げることが必要である。
- ④ 個人住民税均等割の標準税率については、1人当たりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると、なお低い水準にとどまっていることから、個人の税負担の動向等にも十分考慮を払いつつ、適切な見直しがされる必要がある。

利子・配当、株式・土地等の譲渡益等に係る住民税・所得税の税率

		税率	
		住民税	所得税
給与所得等その他の所得(総合課税)		10%	最低5%、最高40%
預貯金・公社債等の利子等		5%	15%
配当等	上場株式等	5% (～H25:3%)	15% (～H25:7%)
	上場株式等以外(総合課税)	10%	最低5%、最高40%
株式等譲渡所得	上場株式等	5% (～H25:3%)	15% (～H25:7%)
	上場株式等以外	5%	15%
土地等譲渡所得	長期保有・一般	5%	15%
	長期保有・優良宅地等	～2,000万円:4% 2,000万円:5%	～2,000万円:10% 2,000万円:15%
	短期保有	9%	30%
先物取引		5%	15%

総合課税の税率(10%)よりも低い!

均等割の税率等の推移 (昭和30年度=100)

	昭和30年度	平成21年度
税率	100	885
1人当たりの国民所得	100	3,440
1人当たりの地方歳出額	100	5,978
1人当たりの消費支出	100	1,965

1人当たりの国民所得等と比べると伸びが非常に低い!

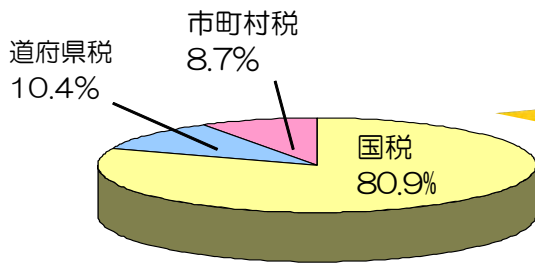
## (2) 地方法人課税の見直し等

- ① 都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要に対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。
- ② 国の施策として法人税率の引下げを行う場合は、個別団体においても減収となることがないように、国の責任において確実に財源確保措置を講じることとし、併せて、他税目も含めた法定率の引上げ等により地方交付税の総額を確保すること。
- ③ 法人住民税について、受益と負担の関係に反する、単なる地方間の税収の再配分となるような制度の見直しは行わないこと。

(理由と現状)

- ① 法人住民税は、地域の構成員である法人が、市町村から産業集積に伴う社会資本整備などの行政サービスの提供を受けていることに対する負担であり、市町村の基幹税目として重要な役割を果たしている。  
加えて、指定都市には圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業の集積に伴う都市的課題から生じる大都市特有の財政需要があり、法人住民税は重要な税源である。  
しかしながら、法人住民税については、法人所得課税の市町村への配分割合が、8.7%と極めて低く、大都市特有の財政需要に対応した税収が確保できない仕組みになっている現状を踏まえると、国・地方間の税源配分の是正を図る中で、その配分割合の拡充を図る必要がある。
- ② 法人住民税は法人税額等を課税標準としているため、国の施策として法人税率の引下げを行う場合は、地方にとって減収となることがないように、課税ベースの拡大を併せて行うとともに、個別団体においても確実な財源確保措置を講じるため、法人道府県民税からの税源移譲を行う必要がある。  
また、法人税の一部は地方固有の財源である地方交付税の原資であるという現状を踏まえ、法人税以外の他税目も含む法定率の引上げ等により、地方交付税の総額の確保も併せて行うことが必要である。
- ③ 地方法人課税の在り方を見直す場合に、法人住民税について、地域間の財政力格差の是正を名目として、地方間の税収の再配分を行うような制度の見直しを行うのであれば、受益と負担の関係に反するものであり、到底容認できるものではない。

## 法人所得課税の配分割合（実効税率）



**市町村税の配分割合が  
極めて低い！**

注 実効税率は、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した後の税率である。

平成 23 年度税制改正案と同様の法人実効税率の引下げ等が行われた場合のイメージ  
（平成 23 年度地方財政計画、平年度ベース）

〔 仮に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律における改正内容と同様の法人実効税率の引下げ等が行われた場合（平成23年度地方財政計画、平年度ベース） 〕

（単位：億円）

	道府県税	市町村税
法人住民税	▲ 403	▲ 991
法人事業税	817	
地方たばこ税	▲ 991	991
地方法人特別譲与税	849	
計	272	0

法人実効税率の引下げについては、全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮されたものの・・・  
**一部の地方団体では減収発生！**

地方交付税による  
財政調整では・・・

地方交付税では税収の75%分しか措置されないので・・・  
**減収は措置しきれない！！**

**国の施策であるはずの法人実効税率の引下げ等のために、一部の地方団体は財政運営に支障をきたすことになる！**

### (3) 地方消費税の充実等

- ① 社会保障サービスは国と地方で一体的に提供されていることを踏まえ、消費税を引き上げる際には、その引上げ分について、地方単独事業を含めた社会保障給付の役割分担に応じて国・地方に配分すること。

特に、指定都市においては、多額の社会保障費に関するサービスを提供しており、今後の増大も見込まれることから、安定した社会保障の実現のため、指定都市の役割分担に応じて地方消費税の配分割合を引き上げるなど、より一層の充実を図ること。
- ② 消費税を社会保障関係費の目的財源として見直す場合においては、その一部が地方固有の財源である地方交付税の原資である現状を十分踏まえ、地方行政の運営に必要な地方交付税の総額を必ず確保すること。
- ③ 指定都市については、道府県から移譲されている事務について、税制上措置されていないことから、地方消費税など道府県税の基幹税からの税源移譲を行うこと。特に地方消費税については、都市における消費流通活動の実態を反映する都市税源としての性格を有しているため、道府県から指定都市への税源移譲により配分割合を大幅に引き上げるなど、より一層の充実を図ること。
- ④ 自動車取得税などの個別間接税は、地方の貴重な財源になっていることを踏まえ、廃止などの見直しが見込まれる際には、地方に減収が生じないように、必ず財源確保措置を講じること。

(理由と現状)

- ① 地方消費税は、税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして、地方税体系において重要な役割を果たしている。

一方、社会保障サービスに対する住民の需要は多様化し、きめ細やかな対応が求められる中で、地方、特に指定都市の果たす役割は極めて重要であり、安定財源の確保が必要不可欠である。

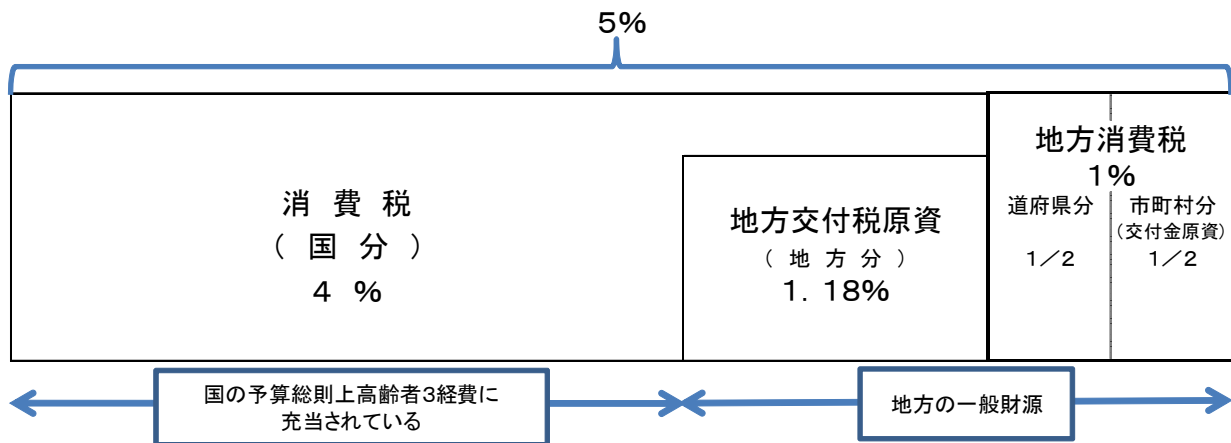
少子高齢化の進展に伴い、今後、地方においても地域福祉等を支える社会保障関係費の大幅な増加が見込まれる中で、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

国において取りまとめられた社会保障・税一体改革成案の具体化にあたり、消費税を引き上げる際には、消費税（国・地方）が「社会保障四経費」だけでなく、社会保障給付に係る地方単独事業に関しても必要な安定財源であることを踏まえた上で、社会保障給付に係る国と地方、特に指定都市の役割分担に応じた配分とする必要がある。



- ② 消費税を社会保障関係費の目的財源として見直す場合においては、その一部が地方固有の財源である地方交付税の原資という現状を十分踏まえ、他税目の法定率の引上げ等により、地方交付税の総額を確保することが必要である。
- ③ 指定都市においては、事務配分の特例により、生活保護や社会福祉、保健所に関する事務など道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であり、指定都市の市民においては、受益と負担の関係にねじれが生じている。
- よって、指定都市が道府県から移譲された事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、地方消費税及び個人・法人道府県民税からの税源移譲を行う必要がある。
- ④ 当該成案において、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討するとされているが、自動車取得税やガソリン関係諸税などについては地方の貴重な財源となっており、廃止などを含めた見直しが行なわれる際には、地方に減収が生じないように、財源確保措置を講じることが必要である。

### 現行の消費税（国・地方）に係る配分割合



### 指定都市における個別間接税に係る収入（平成21年度決算）

(単位: 百万円)

地方揮発油譲与税	石油ガス譲与税	自動車取得税交付金	軽油引取税交付金	計
29,154	1,769	33,550	115,691	180,164

#### (4) 環境自動車税導入に係る市町村税収の確保について

環境自動車税の導入にあたっては、市町村税収の確保に配慮するとともに、制度導入に伴い、事務の増加を招かないこと。

また、環境自動車税の導入にあわせて、四輪の軽自動車に係る税率と小型の普通自動車の税率の格差について一定程度の縮小を図るとともに、原動機付自転車についても、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、課税制度の見直しを検討すること。

##### (理由と現状)

現在検討を進めている環境自動車税の導入にあたっては、税制の再編などにより市町村税収が減収とならないように配慮し、制度の設計にあたっては、事務の増加を招かないようにすること。

普通自動車は、税率が総排気量により区分され、最低税率は総排気量 1.0 リットル以下のもので 29,500 円である一方、四輪の軽自動車（乗用・自家用）は総排気量が 7 割弱の 0.66 リットル以下で一律 7,200 円となっており、車体の大きさや価格等に差が少ないにもかかわらず、税率の格差が大きいため、車体課税の見直しにあわせ、小型の普通自動車との税率の格差について一定程度の縮小を図ること。

原動機付自転車は、収入に比べ徴収コストが高いため、車体課税が抜本的に見直されるこの機会に、あわせて課税のあり方、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。

#### 1 総排気量が1.0L以下の普通自動車と軽自動車(4輪)の比較

区分	普通自動車 (4車種平均)① ※1	軽自動車 (4車種平均)② ※2	比較% (②/①) × 100
全長	3,677.5mm	3,395mm	92.3
全幅	1,682.5mm	1,475mm	87.7
全高	1,503.8mm	1,643.8mm	109.3
乗車定員	4.8	4	83.3
排気量	996cc	658cc	66.1
車両重量	945kg	812.5kg	86.0
燃費	22.6km/ℓ	21.4km/ℓ	94.7
価格	120.4万円	100.4万円	83.4

※1 4車種平均の車種は、IQ、VITZ、PASSO、VELTA

※2 4車種平均の車種は、  
WAGON R、MOVE、TANTO、ALTO

車体規格（サイズ、重量等）、及び価格について、大差はなく、道路損傷負担金・財産課税いずれの面からも、現在の税率格差を説明できない。  
また、環境自動車税を議論するうえで、燃費についても大差がない。

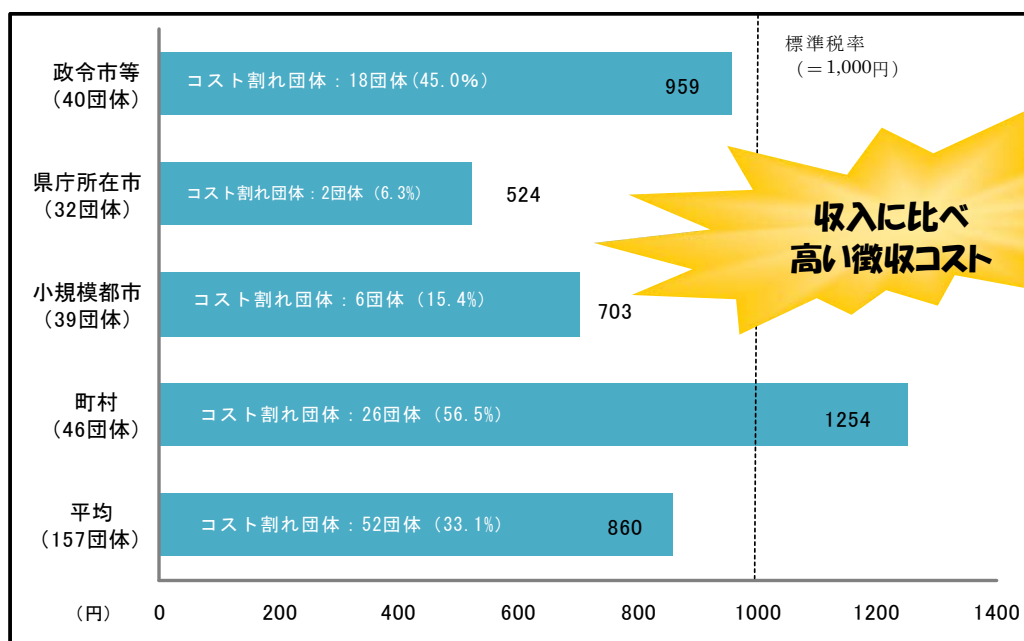
## 2 自動車税と軽自動車税の税率(税額)比較

	自動車税 ① (排気量1.0L以下)	軽自動車税 ② (4輪)	比較% (②/①) × 100
乗用(自家用)	29,500円	7,200円	24.4
乗用(営業用)	7,500円	5,500円	73.3

車体の大きさや燃費等に差が少ないにもかかわらず、税負担に大きな格差がある。

## 3 原動機付自転車(50cc以下)に係る軽自動車税の徴税费

(平成20年度決算ベース)



出典：自動車関係税制に関する研究会報告書（平成22年9月、参考資料P19）

## (5) 地方の役割等を踏まえた地球温暖化対策のための税の導入等

地球温暖化対策のための税の導入や自動車関係諸税の抜本的改組にあたっては、地球温暖化対策をはじめとする環境施策における地方の果たす役割や財政負担に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

(理由と現状)

指定都市は、圏域の中核都市として人口が集中し、産業が集積していることから、地球温暖化対策をはじめとする環境施策に積極的に取り組んでいる。

また、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定・閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として、「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。」とされており、都道府県並びに指定都市等においては、地球温暖化対策推進法の改正を踏まえ、地方公共団体実行計画に太陽光等の利用の促進、事業者又は住民の温室効果ガス排出抑制等に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進、廃棄物等の発生の抑制の促進等の施策を定める取組を推進することが期待されている。

については、地球温暖化対策のための税の導入や自動車関係諸税の抜本的改組にあたっては、財源調達手段としての重要性を踏まえたうえで、地方が地球温暖化対策をはじめとする環境施策を引き続き推進し、地域の特性に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策等に取り組むことができるよう、地方の役割や財政負担に応じた税財源を確保する仕組みとする必要がある。

### 地方公共団体の地球温暖化対策（平成22年度予算）

(単位：億円、%)

地球温暖化対策	取組例	都道府県 事業費	市町村 事業費	指定都市/市町村	
				うち指定都市事業費	
CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔エネルギー期限のCO<sub>2</sub>関連〕</li> <li>・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進</li> <li>・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化</li> <li>・太陽光発電設備の導入促進</li> <li>〔非エネルギー期限のCO<sub>2</sub>関連〕</li> <li>・生ごみ処理機購入費用の助成</li> <li>・家庭用廃食油の資源化の促進</li> <li>〔メタン、一酸化二窒素関連〕</li> <li>・焼却灰処理、「エコセメント」化の促進（焼却灰の有効利用）</li> <li>・下水汚泥処理施設、ごみ焼却処理施設の高度化</li> <li>〔代替フロン等関連〕</li> <li>・代替製品（ノンフロン製品）の調達</li> </ul>	約5,600億円	約5,800億円	約1,510億円	26%
温室効果ガス吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備事業</li> <li>・森林害虫病（松くい虫）の防除</li> </ul>	約3,400億円	約1,200億円	約340億円	28%
その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>〔横断的施策〕</li> <li>・温暖化対策地域推進計画の策定</li> <li>・温室効果ガス排出量の調査、公表</li> <li>〔その他の温暖化対策〕</li> <li>・地球温暖化対策アドバイザーの派遣</li> <li>・エコサインガイドラインの策定</li> </ul>	約200億円	約100億円	約30億円	30%
合計		約9,200億円	約7,200億円	約1,880億円	26%

これに加え、その他の環境対策（大気汚染、騒音・振動、水質汚濁等）の取組として指定都市では **約5,300億円** を予算措置

※ 平成22年6月1日付け総務省から都道府県及び市町村への「環境対策」に係る調査に基づき作成

## (6) 社会保障と税に関わる番号制度導入への対応

番号制度の導入に際しては、運用面について指定都市を含めた地方と十分協議し、地方の意見を反映させること。

また、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じるとともに、システムの構築に必要な期間を確保すること。

### (理由と現状)

国においては、社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）の導入にあたって、社会保障・税番号大綱を策定し、法案の提出に向けて作業を進めているところである。

番号制度の目的を達成するためには、制度導入に伴うシステムの構築等を行う際に、実務を担う指定都市を含めた地方団体と十分協議を行い、地方団体の意見を反映させることが必要となる。

また、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じるとともに、迅速かつ詳細な情報提供を行い、システムの構築に必要な期間を確保することが必要である。

## 2 土地の負担調整措置における据置措置の廃止と簡素化

基礎的行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目である固定資産税については、公平で、簡素な制度であることが求められる。

そこで、安定的な財源を確保しつつ、早期に負担水準の均衡化を進めるため、現行の据置措置を廃止して、負担水準を商業地等は70%に、住宅用地は100%に収斂させるとともに、負担水準の下限を段階的に引き上げる制度とすること。

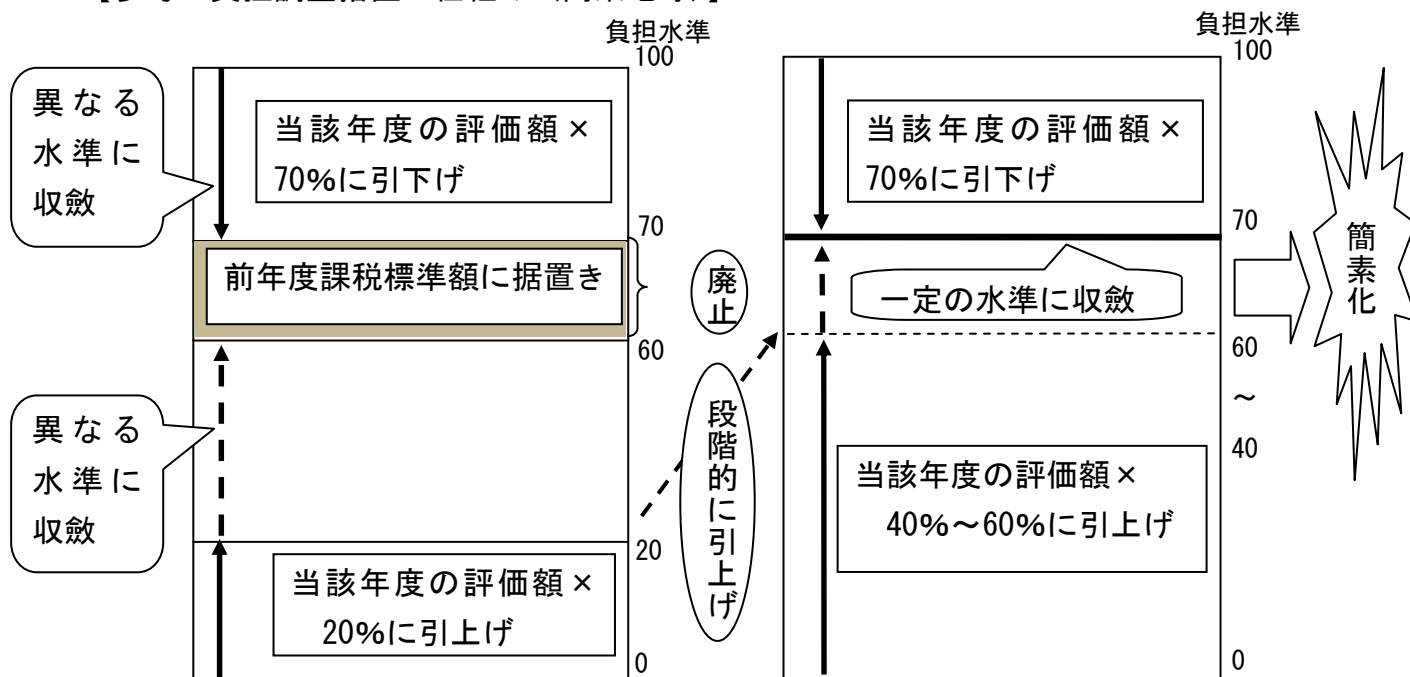
(理由と現状)

平成23年度まで法定化されている現行制度においては、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられている。

しかし、現行制度においては、商業地等の場合、税負担が引下げとなる場合には負担水準70%に、税負担が引上げとなる場合には負担水準60%に収斂される仕組みとなっており、異なる2つの水準に収斂されるため、税負担に不均衡が生じていること、また、現行の仕組みは納税者にとって分かりにくい制度であることなどの課題がある。

そこで、このような課題を解消するため、現行の財源を確保しつつ、据置措置を廃止し、負担水準の下限を段階的に引き上げ、早期に制度の簡素化を進める必要がある。

【参考：負担調整措置の仕組み（商業地等）】



### 3 還付加算金の割合の引下げ

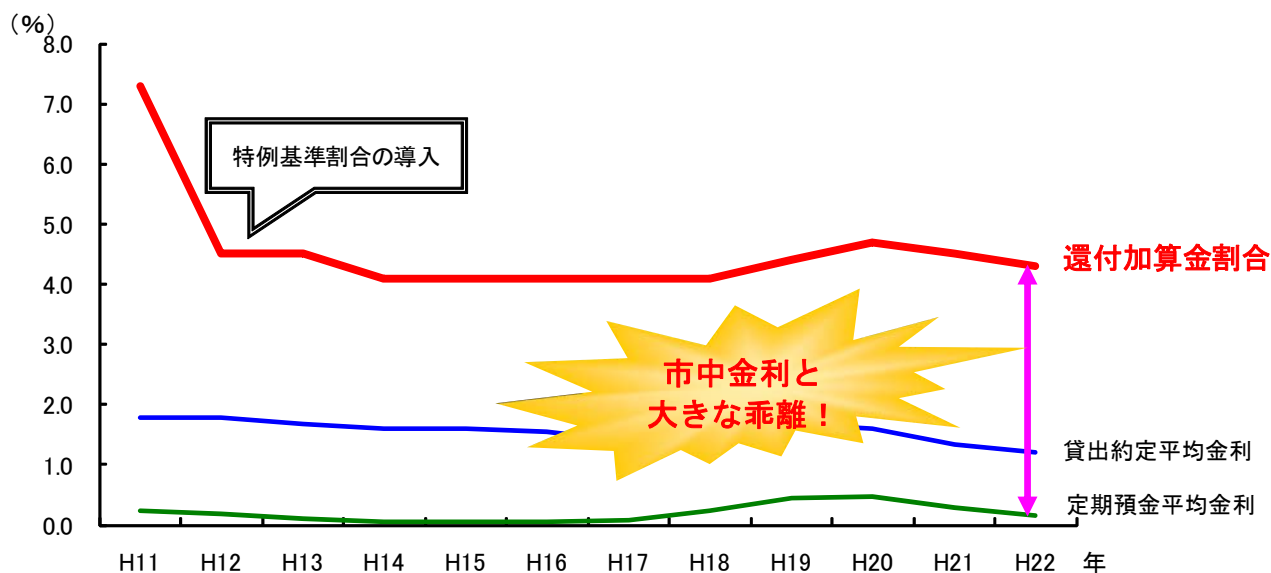
還付加算金の割合について、社会経済情勢を反映した割合に引き下げること。

(理由と現状)

還付加算金の割合については、社会経済情勢の大きな変化にもかかわらず、昭和38年以降、地方税法の本則は7.3%に据え置かれたままであり、平成12年から当分の間の特例措置として本則に代えて適用されている特例基準割合も、4%を超える高い水準に設定されている。

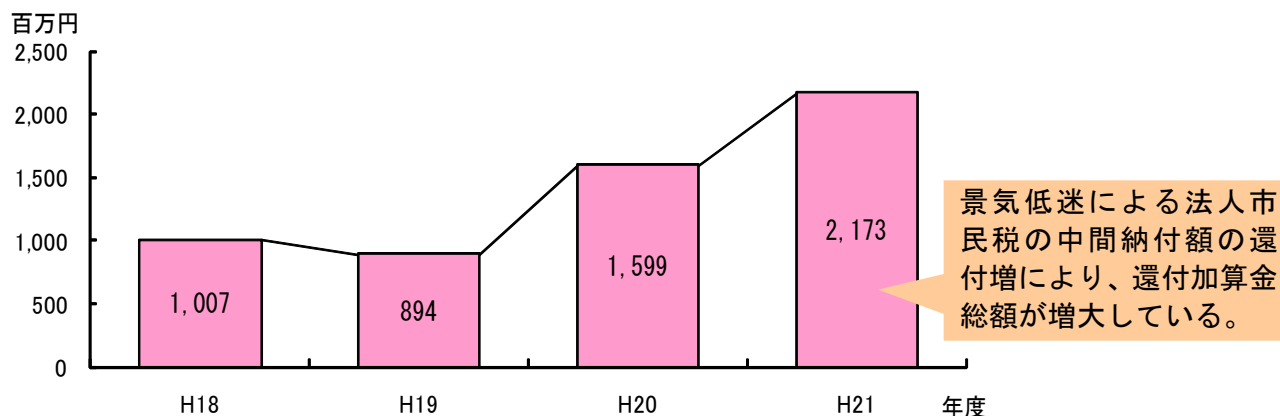
このため、厳しい財政状況の中、還付加算金の支出額は、地方の財政運営に大きな負担となっていることから、市中金利も考慮した還付加算金の割合の引下げが必要である。

#### 還付加算金の割合と市中金利の比較



注 日本銀行統計資料に基づく。

#### 指定都市における還付加算金等の状況



注 決算額による数値である。

## 4 固定資産税等の優先徴収制度の創設

固定資産税・都市計画税の安定確保及び税負担の公平の観点から、課税対象不動産について滞納処分による差押えや競売等の手続が開始された場合に、手続開始後に納期限が到来する固定資産税・都市計画税をその換価代金から優先的に徴収する制度を創設すること。

(理由と現状)

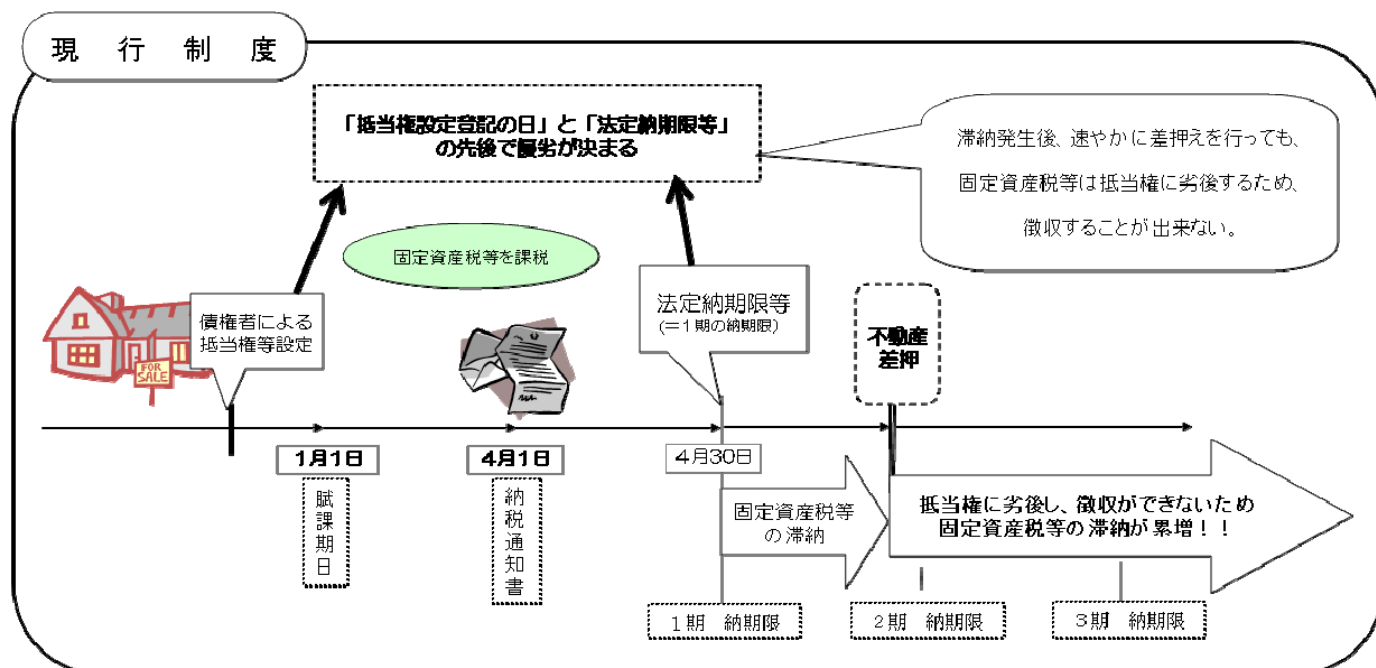
固定資産の所有者に課税される固定資産税・都市計画税は、ほとんどの場合、課税対象不動産について不動産の価格を上回る抵当権等が設定され、納税よりも抵当権者等への返済が優先される事態が生じている。

その結果、毎年課税される固定資産税・都市計画税の滞納が累増している。

これは、抵当権等が設定された後に固定資産税・都市計画税が新たに毎年課税されるため、現行制度では常に課税対象不動産に設定された抵当権等に劣後することから、当該不動産について滞納処分を進めることができず、また競売等の強制換価手続からも徴収することができない。

適法に課税された固定資産税・都市計画税が、制度上徴収できないことは、市町村の基幹税目である固定資産税・都市計画税の安定確保や税負担の公平の観点から、著しく不合理で大きな損失である。

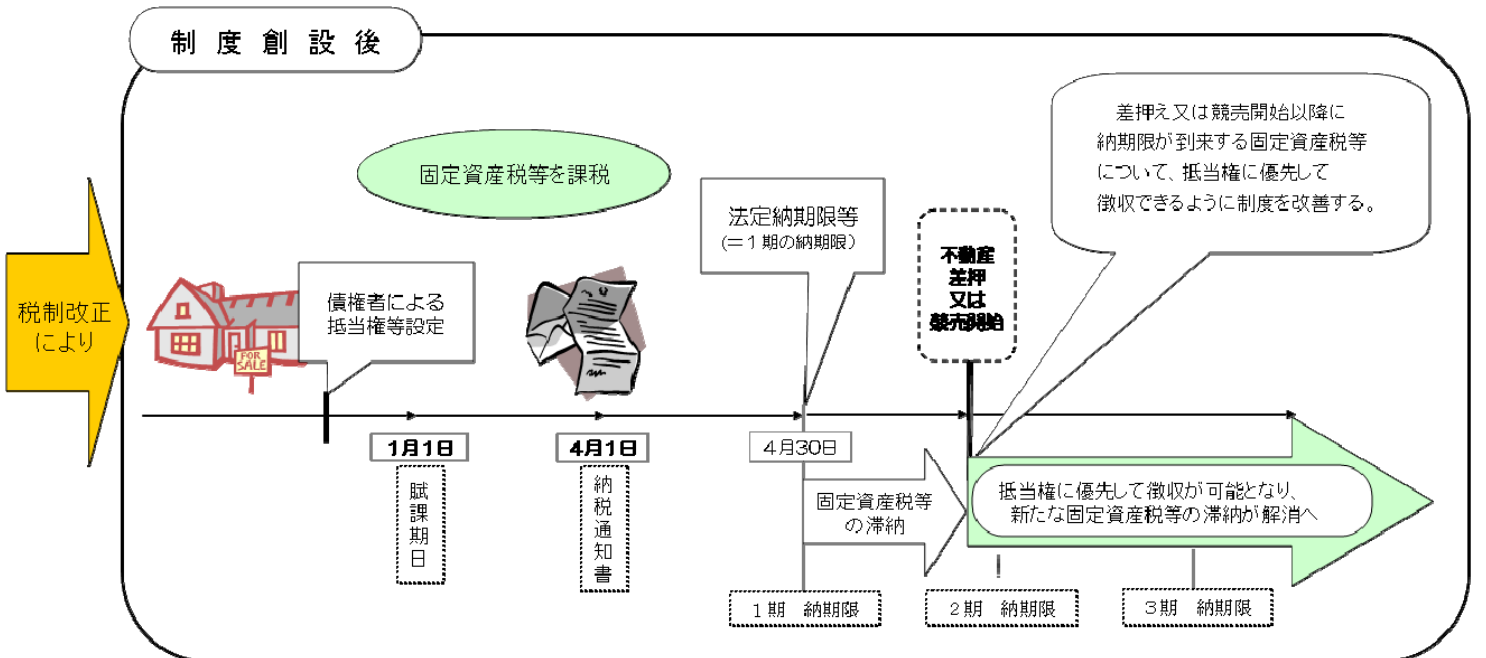
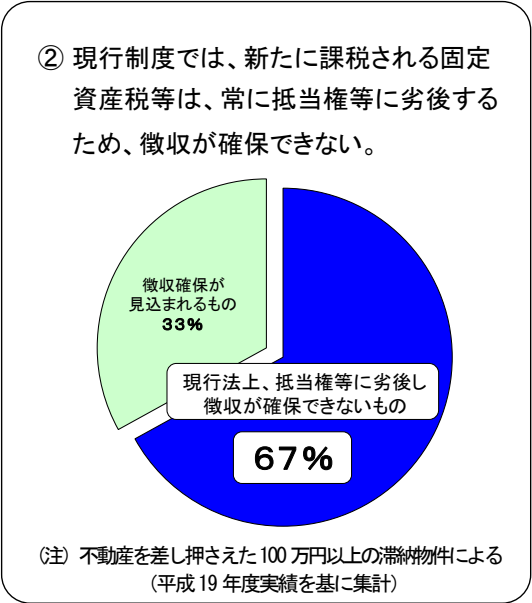
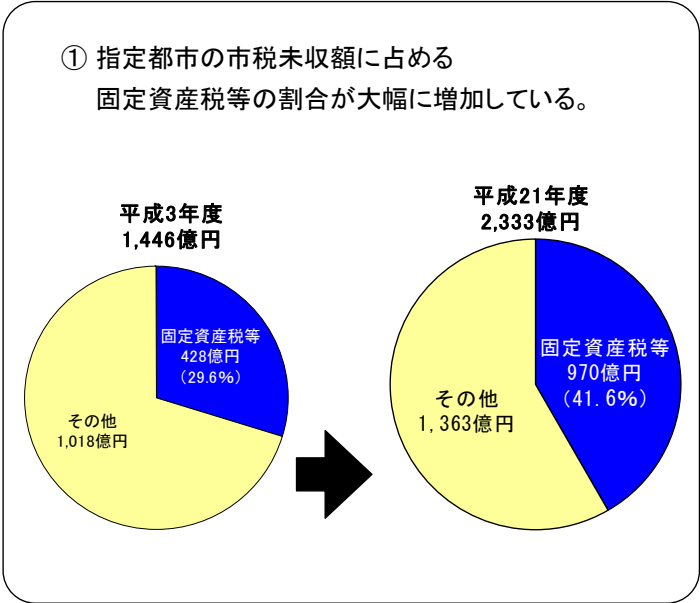
そこで、上のおり固定資産税・都市計画税の徴収制度の改善を要望する。





# 固定資産税等の徴収に関する現状

適法に課税された固定資産税等が徴収できないことは、制度上の問題点。



## 5 税制改正に伴う地方税法の改正時期

税条例の改正に係る地方議会での審議時間が十分確保されるよう、また、住民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法の改正時期について配慮すること。

また、固定資産税における現行の負担調整措置に係る地方税法の改正法については、失効により国民生活に多大な影響を及ぼすことから、必ず年度内に成立させること。

(理由と現状)

地方税法の改正に伴う税条例の改正は、住民の生活に多大な影響を与えるものであることから、住民の意思を代表する地方議会での十分な審議を得た上で議決により行われることに加え、住民への周知期間が十分確保されることが適切である。

また、固定資産税（土地）における現行の負担調整措置は、平成21年度から平成23年度までの時限措置となっている。

年度内に法改正が行われない場合には、この時限措置が失効し、固定資産税（土地）について本則課税することとなり、国民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。

よって、負担調整措置の見直しを伴う地方税法の改正法については、必ず年度内に成立させる必要がある。

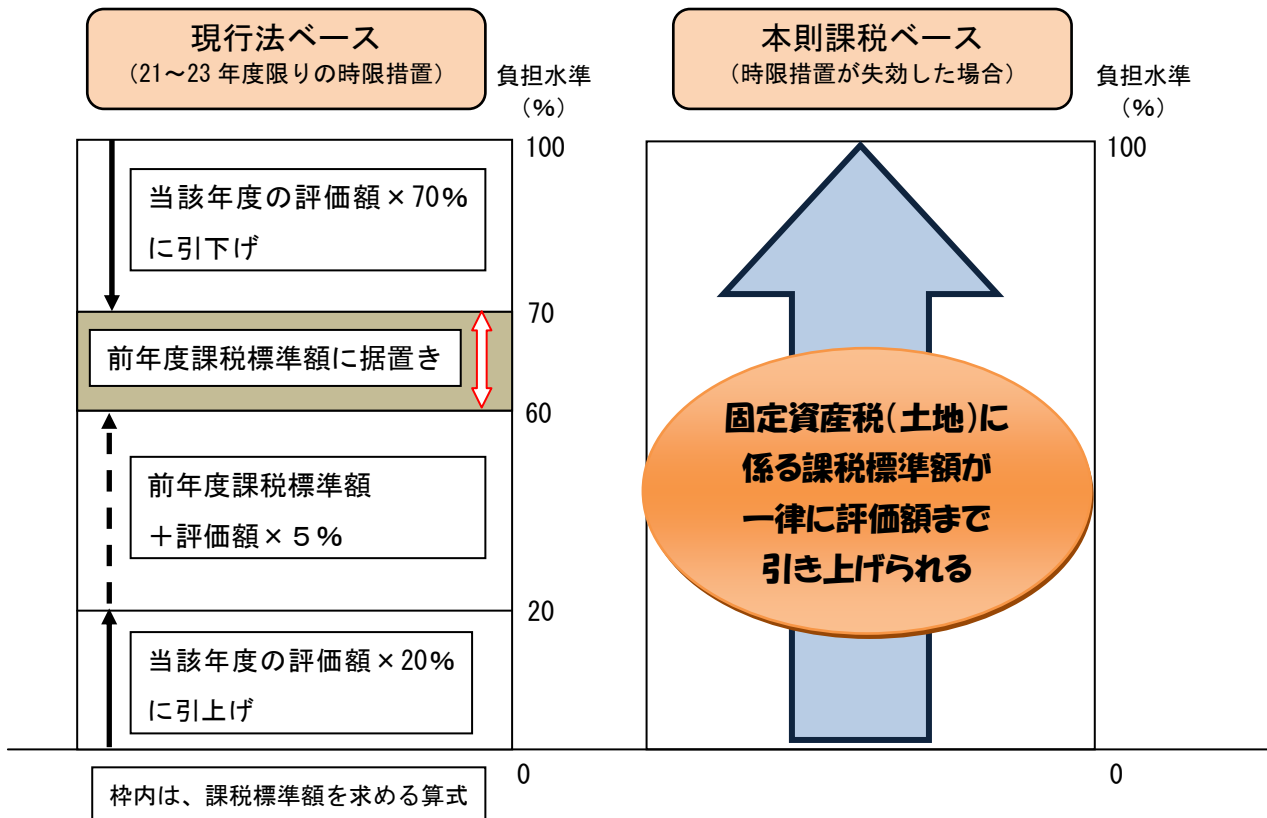
### 地方税法の改正時期等

	平成19年度 (法律第4号)	平成20年度 (法律第21号)	平成21年度 (法律第9号)	平成22年度 (法律第4号)	平成23年度		
					(法律第13号)	(法律第30号)	(法律第83号)
可決日	3月23日	4月30日	3月27日	3月24日	3月31日	4月27日	6月22日
公布日	3月30日	4月30日	3月31日	3月31日	3月31日	4月27日	6月30日
施行日	4月1日	4月30日	4月1日	4月1日	4月1日	4月27日	6月30日

注 施行日については、改正条項のうち施行が最も早いものに係る日を記載している。

**可決日から施行日までの期間が短すぎるので、  
地方議会での審議時間が確保できない！**

【参考：本則課税となった場合の影響（商業地等）】



※ 負担水準とは、個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものであり、次の算式によって求められる。

$$\text{負担水準} = \text{前年度課税標準額} \div \text{新評価額}$$

課税標準額が評価額まで引き上げられた場合の税額への影響は・・・

例えば、

平成 23 年度課税標準額が 650 万円で、平成 24 年度の評価額が 1,000 万円の土地の場合

現行法ベースでは

$$\begin{aligned} \text{負担水準} &: 650 \text{ 万円} \div 1,000 \text{ 万円} = 65\% \rightarrow \text{前年度課税標準額に据置} \\ \text{税額} &: 650 \text{ 万円} \times 1.4\% = 9.1 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(税率)

本則課税ベースになると

$$\text{税額} : 1,000 \text{ 万円} \times 1.4\% = 14 \text{ 万円}$$

(税率)

**1.5 倍強の  
増税になる！**

**国民生活に多大なる影響  
を及ぼすこととなる！！**

## 6 地方税制に関する指定都市の意見の反映

指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員とし、地方税制に関して、大都市という観点を踏まえた指定都市の意見を反映させること。

(理由と現状)

国と地方の協議の場が法制化され、関係大臣と地方六団体の代表者による協議が行われているが、指定都市の代表者は、国と地方の協議の場に参加を認められていない。

しかしながら、地方税制に関する地方の声を十分に反映していくためには、大都市という観点も含めた多様な地域の意見を直接聴取すべきであると考え

る。については、社会経済の変化に対応し、地方の実態に即した地方税制を確立するために、最も自立した基礎自治体であり、また、大都市特有の役割と財政需要をもつ指定都市の代表者を国と地方の協議の場の構成員に加え、地方税制に関して直接意見を聴取し、その意見を十分反映させることが必要である。

### 国と地方の協議の場に関する法律（抄）

(構成及び運営)

第2条 協議の場は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 内閣官房長官
- 二 内閣府設置法第九条第一項の規定により置かれた特命担当大臣のうち、同法第四条第一項第三号の二の改革に関する事務を掌理する職にある者
- 三 総務大臣
- 四 財務大臣
- 五 前各号に掲げる者のほか、国务大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者
- 六 都道府県知事の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下同じ。）を代表する者一人
- 七 都道府県議会の議長の全国的連合組織を代表する者一人
- 八 市長の全国的連合組織を代表する者一人
- 九 市議会の議長の全国的連合組織を代表する者一人
- 十 町村長の全国的連合組織を代表する者一人
- 十一 町村議会の議長の全国的連合組織を代表する者一人

2-10 省 略

